

【平成17年度補助金事業の調査・都道府県】

番号	自治体名	補助金制度の名称及び開始年度	補助制度の背景・目的	補助の対象となる団体	補助の対象となる事業 (分類するとしたら、団体運営費的か事業費的か)	総事業費 (千円)	補助率及び補助率の考え方、補助金上限額、応募団体数のうちの採択団体数	スケジュール	審査方法及び審査結果の公表 項目(順位、点数)	情報公開 の方法	原資の調達(一般 財源か特定財源 (基金を放置して 実施している事 業))	成果報告会 の有無	確認検査の 有無、有の 場合、時期、 方法	事業の振り返 りの場の有 無、有の場合 は方法	評価	見直しの経緯	今後の課題及び見直しの予 定	
1	岩手県	特定公益信託いわ てNPO基金 平成13年度から	【背景】 NPO活動は、自主性・自立性を確保するため、行政の支援や介入を避けるべきであるが、NPOを含めた団体は、活動を継続するために財政面と人的な課題があり、活動資金に関する支援の要望が多いことから、当面、活動基盤整備のための行政の財政的な支援が必要とされた。 【目的】 県内で公益的な活動を行っている団体の活動に対して助成することにより、団体の安定的かつ継続的な活動を促進し、「新しい岩手づくり」の推進に寄与する。	県内においてNPO活動を行っている団体及び個人	県内で実施される公益的な事業で、他の公的助成、補助を受けていない活動(事業費的)	10,600千円	【入門コース】 NPO活動をはじめようとする団体及び個人 助成額…一律10万円(活動費の10/10) 採択団体数…22団体中18団体 【展開コース】 NPO活動を本格的に展開しようとする団体及び個人 助成額…上限100万円(活動費の8/10) 採択団体数…29団体中9団体	募集期間:10月上旬~中旬 書類選考:10月下旬~11月下旬 書類選考結果通知:12月中旬 公開審査会・審査結果公表(展開コース):2月上旬 助成金交付:4月上旬 実施期間:交付日~3月 事業報告会:9月	書類審査及び基金の運営委員会による審査会 審査結果の公表は、採択団体名のみ	NPO支援センターへの書類配架、ウェブサイト	特定公益信託	展開コースのみ有	有 中間(9月)及び事業終了後、いずれも書類確認による	無	13年度から17年度の実施事業は延べ118件で、約4千万円を助成してきた。 県内の法人認証数の順調な伸び、特色あるNPOの取り組み、協働事例の増加に、NPO基金による助成が貢献しているものと考えられる。	基金設置後、大幅な見直しはない。	①事業実績や団体の活動状況などの情報公開が十分でない。 ②民間からの寄附を促進する仕組みを構築するため、特定公益信託化したが(平成16年7月)、寄附実績がない。	
2	宮城県	みやぎNPO夢 ファンド事業 平成15年度から 平成16年度から 【みやぎNPO 夢ファンドの運 用は、宮城県と NPO法人せんだ い・みやぎNPO センターとの協 働によって運 営され、宮城 県内のNPOの 団体に助成。 このファンド は、NPO法人せ んだい・みやぎ NPOセンターが 運営している 「地域貢献サ ポートファンド ドみんな」の中 の冠ファンド として運用され ています。】	【背景】 NPOの活動資金については、本来、個々の活動の公益性・社会的意義の適正な評価に基づいた、市民・企業等の自発的寄附によって賄われるべきものであるが、公益活動の対価が実際の寄附に結びつきにくいという課題があり、NPOの活動が未成熟であり、かつ昨今の経済情勢により企業等の寄附意欲も減退していることから、民間からの寄附ばかりを期待することも困難な状況にあること。 【目的】 NPOが自らの目的に即した公益活動を展開する上で必要とされる活動資金について、県提出金と市民・企業等からの寄附金を原資とするファンドから一定年限助成することにより、NPO資金支援の自主・自律的かつ継続的な活動を促進する	助成金応募団体の要件 ・営利を目的とせず、公益的・社会的な活動を行う宮城県内のNPO。活動の分野、法人格の有無などは問わない。ただし、以下のいずれにも該当することが必要。 ・10人以上の会員で組織し継続した活動をすでにしている(または、これから行っていく)団体であること。 ・申請した事業を適切に実施できる能力を持った団体であること。 ・助成金交付が決定した際に、団体の活動に関する様々な情報を継続的に広く社会に発信していくことができる団体であること。 ・政治活動、宗教活動を目的とした団体でないこと。 ・暴力団もしくはその構成員の統制の下にないこと。 ・その他法令、公序良俗に違反する行いがでないこと。	1 人材育成支援プログラム NPO が、団体の運営や意思決定などに中心に関わる人を対象に、団体内部で研修事業を実施するときの経費の一部を助成。 2 ステップアップ支援プログラム 本県のモデルケースへの発展が期待されるNPO(または、そのネットワーク団体)に対して、その事業費の一部を助成します。 3 スタートアップ支援プログラム すでに活動している団体が新規事業を立ち上げるときやこれから活動を始める団体に、その初期費用の一部を助成します。 ・助成額 100万円 ・助成率 総事業費の3/4以内。 (総事業費は125万円以上) ・助成期間 最大3年間連続 (助成期間は1年間、2年間、3年間の選択が可能。但し、毎年審査を実施。) ・助成申請書により、助成期間(最大3年間)全体の事業計画・収支計画などを策定できることが条件となる。 3 スタートアップ支援プログラム ・助成額 15~20万円(1万円単位) ・助成率 総事業費の4/5以内。 総事業費の1/5以上の自己資金(参加費、団体負担金など)が必要。	10年間で 50,000千円 + 寄附金	1 人材育成支援プログラム ・助成額 10~15万円(1万円単位) ・助成率 総事業費の3/4以内。 総事業費の1/4以上の自己資金(研修参加費、団体負担金など)が必要。 2 ステップアップ支援プログラム ・助成額 100万円 ・助成率 総事業費の4/5以内。 (総事業費は125万円以上) ・助成期間 最大3年間連続 (助成期間は1年間、2年間、3年間の選択が可能。但し、毎年審査を実施。) ・助成申請書により、助成期間(最大3年間)全体の事業計画・収支計画などを策定できることが条件となる。 3 スタートアップ支援プログラム ・助成額 15~20万円(1万円単位) ・助成率 総事業費の4/5以内。 総事業費の1/5以上の自己資金(参加費、団体負担金など)が必要。	平成18年度 募集期間:H18年2月20日~4月10日 第1次審査:4月中旬~4月下旬 第2次審査:5月20日・21日 助成決定:5月 助成事業報告会:H19年1月13日 報告書提出:4月末日	運用委員による第1次審査(書類審査)、第2次審査の結果を元に宮城県が助成先を決定。 点数及び順位をWebサイトで公開	Webサイト	県の提出金(一般財源)と県民・企業等からの寄附金	有 助成事業報告会:H19年1月13日	有 H19年4月末日までに報告書提出。 運営者(NPO法人せんだい・みやぎNPOセンター)による審査	有 ・事業全体については、運用委員会を実施。 ・助成団体には、成果報告会での報告、事業報告書の提出により振り返りを行っている。				
3	山形県	東北公益文科大学「NPO応援団」事業支援補助金 補助事業H15~17 (委託事業H14)	【背景】市民が公益の新たな担い手となり活躍するときに、当該事業を円滑に立ち上げるためには、人的資源と資金の調達が課題となる。一方、H13に「東北公益文科大学」という「公益学」を専門とする大学が新設されたことを契機に、大学と連携した支援システムを構築し、今後の市民活動振興の最大の強みとする。 【目的】主に立ち上げ段階の市民活動や市民団体に対して、活動の資金と大学の智慧・学生のマンパワーとをミックスさせた支援を実施し、山形県内の市民活動を活性化させる。	東北公益文科大学 (注) 県から大学へ事業費の一部を補助。大学では、この助成金を活用しNPOに対する補助事業を実施。(事業を公募し、助成) P.O。 補助対象は、県内に主たる拠点のあるNPO。	【事業費補助】 ・市民が主体的に行う非営利公益活動に対する助成。大学の教員に助言・協力と学生の活動への参画が加わる。 ・消耗品費、旅費交通費、会議費、資料購入費、印刷製本費、通信費、報酬手数料などの事業の実施に直接必要となる経費。	2,650 うち、NPO に対する 助成金 2,510	審査会で決定された額 補助上限額:無し (おおむね30万円~40万円の助成) 採択団体:16団体から応募があったうち9団体	募集期間:6/21~7/12 1次審査(書類):7月中旬 2次審査(公開プレ):7/31 交付決定:8月上旬 実施期間:交付決定後~3月 額の確定:3月下旬 成果報告会:3月下旬	書類審査及び外部審査委員を含む審査会 公開プレゼンテーションによる審査 当選団体名と助成額を公表	大学のHP	一般財源	有 (3月下旬実施)	有 事業終了後 書類検査(4月下旬)	無	平成14年度の委託に始まり、平成15~17まで3年間補助金に、当該事業費補助金には、NPO活動支援の他に、「公益学」を専門とする大学とNPOとのネットワークづくり支援の意味合いも含まれていたが、大学も開学4年目を向かい、NPOとの一定程度の良好な関係も構築できた。 この支援事業の実績を踏まえ、平成18年5月には、大学独自で「地域共創センター」を立ち上げ、NPOと大学との共創の拠点を整備した。	左記の理由及び県の新規事業(NPO協働企画提案事業)への財源振り替えの必要性から、平成17年度で当該補助事業を終了。	NPO活動を資金面から広く県民で支える新たなシステム構築が必要と考えている。	
4	福島県	補助金ではないが、 公益信託うつくしま基金 平成15年度から	【背景】「うつくしま未来達成成果継承基金」を原資として「参加と連携による地域づくり」を推進するために創設されたもの。 【目的】県民が取組む地域づくり活動に対して資金援助することにより、公益的活動を行う団体・個人等の安定的かつ継続的な活動を促進し、「参加と連携による地域づくり」の推進に寄与すること。	県内で公益的活動を行う団体(法人はNPO法人に限る)、グループ及び個人(個人の場合は共同参画者2名以上)	(事業費的) 特定非営利活動促進法別表に規定する17分野の活動に係る経費	75,000 程度	○スタートアップコース…10万円 助成率10/10 ○発展事業支援コース…100万円 活動実績があるときは500万円 助成率8/10 ○自治体との協働コース…1,000万円 助成率10/10	募集期間:9/22~10/24 書類審査:12/10~1/10 公開審査:3/4 交付決定:3/4 実施期間:4/1~3/31 成果報告会:7/16	公益信託運営委員による書類審査及び公開審査 審査結果は、落選も含め順位、点数も公表	ホーム ページ	有	有 事業終了後、実績報告書による書類検査	有 発展事業支援コースと自治体との協働コースについては、公開による活動発表会を実施し、運営委員から評価とコメント	これまで、328件28,054万円の助成を行った。地域づくりの推進に貢献し、助成団体の社会貢献活動の活性化に成果が認められる。		受託者は、書類検査だけでなく、現地検査を検討している。		

番号	自治体名	補助金制度の名称及び開始年度	補助制度の背景・目的	補助の対象となる団体	補助の対象となる事業 (分類するとしたら、団体運営費的か事業費的か)	総事業費 (千円)	補助率及び補助率の考え方、補助金上限額、応募団体数のうちの採択団体数	スケジュール	審査方法及び審査結果の公表 項目(順位、点数)	情報公開 の方法	原資の調達(一般財源か特定財源(基金を配置して実施している事業))	成果報告会の有無	確認検査の有無、有の場合、時期、方法	事業の振り返りの場の有無、有の場合、方法は	評価	見直しの経緯	今後の課題及び見直しの予定	
5	茨城県	ご近所の底力助成事業 平成16年度から	【背景】近年、地域における連帯感や公共心が希薄化し、地域コミュニティの機能低下が懸念される中、身近な場所での犯罪の増加や福祉、環境の問題など地域の抱える問題が複雑かつ深刻化している。 【目的】地域の皆さん自身の手による「地域を良くしていく」ための取り組みを支援するため、自治会・町内会をはじめとする地域活動団体が自主的に行う地域福祉や、環境保全、青少年健全育成、防犯・防災、交通安全、地域の活力づくりなど、地域コミュニティの再生・活性化に寄与する新たな取り組みに対し助成やアドバイザー派遣、情報提供等の支援を行うことで、地域コミュニティの再生・活性化を図り、誰もが安全・安心で快適に暮らせる地域づくりを進めることが目的。	地域に根ざした活動を行う団体・グループ。(自治会、町内会、老人クラブ、子ども会、PTA、地域女性団体、ボランティアグループ等) ◆適用除外 運営費に県の補助等を受けている団体・グループ。営利活動を目的とする団体及び政治団体や宗教団体、過去に本事業による助成を受けた団体・グループ。	【事業費的】印刷製本費、通信費など、地域活動を行うのに必要な事業経費を助成。団体・グループが自主的に取り組む地域に根ざした活動で、次の要件全てに該当するもの。①複数の団体・グループが連携・協働して実施する活動も対象 ・新たな取り組みであること、又は、従来の活動の拡充・強化を図るものであること。 ・一定の区域(概ね自治会・町内会から小・中学校区まで)で行われる活動であること。 ・助成対象事業は、当年度中に実施される事業であること。 ◆適用除外 ・団体・グループの運営に係る経費(人件費、光熱水費、家賃等) ・審査会において、適当と認められない経費 ・国又は県の助成を受けて実施する事業は助成対象から除く	14,500	【事業費的】 助成率…交付決定団体数により変動。(H17年度75%) 助成金上限…1団体10万円、採択団体数…356団体応募があったうち149団体 助成率の考え方…多くの活動を支援対象にしたいことから申請件数を助成率として75%に設定。 *必要経費が10万円に満たない場合はその額を助成額とする。	募集期間:4/28~6/17 審査会選考:6月下旬~7月中旬 交付決定:7月下旬 実施期間:交付決定後~3月 額の確定:事業終了後(3月)	書類審査及び外部審査委員を含む審査会 審査結果の個別公表はしていない。 問い合わせがあった場合も審査結果の詳細は対応していない。順位も教えていない。	Webサイト、各種広報媒体	一般財源	報告会としては実施していないが、以下のとおり助成団体のノウハウを活用した仕組みがある。 ◆助成団体による事例発表(県民大会) ◆助成団体活動の活用(人づくりセミナー) ◆優良活動団体顕彰 ◆事例集の作成・配布	有 事業終了後書類検査	有 「ご近所の底力再生事業推進プロジェクト会議」で随時実施	制度をスタートさせた平成16年度から18年度までの間437団体に対し助成を行ってきた。これら団体の活動や状況を調査したところ助成が終了してからも自主的に自発的な活動を継続しており、この助成事業を通じて県内全域において地域コミュニティ再生につながる「きっかけづくり」の成果を上げることができた。	無し	平成18年度までの3ヶ年事業、平成19年度以降の実施の有無については今後検討。	
6	群馬県	ティーンズコミュニティボランティア支援事業 平成15年度から	経済面で制約の多い高校生や大学生などの若者が行うボランティア活動を経済面で支援することで、若者のボランティア活動の振興を図る。	ボランティアを行う団体であって、以下の各号の基準を満たすものとする。 (1)日常、NPO・ボランティアサロンぐんまを活動拠点にしていること (2)グループ員の過半数が20歳未満であること (3)概ね5人以上の人数を有するグループであること	(事業費的) (1)県内で実施されるボランティア活動 (2)参加者自らが企画・実施を行うボランティア活動	300	補助率…10/10 補助金上限…1団体10万円 採択団体数…2団体応募があったうち2団体	募集期間:通年	募集要領に該当しているか内部審査を行い採択を決定	特になし	一般財源	無	無	無	平成15年度の制度実施から、高校生や大学生のボランティア活動を中心に補助を行い、多くの若者のボランティア活動への参加につながるなど、一定の効果があつた。	無し	補助団体が固定化しつつあるので、補助対象を広げていく検討が必要。	
7	埼玉県	NPO活動促進助成事業 (1)NPO法人設立支援助成(スタートダッシュ事業) (2)NPO活動本格化支援助成(ステップアップ事業) 開始年度平成16年度	(1)県内でNPO法人を立ち上げる団体(2)NPO活動をこれから本格的に展開しようとするNPO法人に対し財政支援を行うことにより、NPO法人の自立とその活動を促進する。また、寄附金を活用し、寄附者の意思を尊重した助成をすることにより、NPO活動の裾野を広げる。	(1)NPO法人設立支援助成(スタートダッシュ事業) 次のいずれかに該当する団体 ①基準日(6月1日、12月1日)現在、埼玉県知事にNPO法人の設立認証申請中であること ②基準日現在、埼玉県知事から法人設立の認証を受けてから6ヶ月以内であること (2)NPO活動本格化支援助成(ステップアップ事業) ①基準日(6月1日)現在、設立登記が完了してから3年以内であること。 ②埼玉県内に主たる事務所を有し、主に県内で活動していること	(1)(団体運営費的)設立までにかかる経費や特定非営利活動に係る事業を開始するための経費等、設立初期段階で必要とされる経費①設立総会・記念講演費②広報費③事務所開設費④その他、法人設立に必要と認められる経費及び特定非営利活動に係る事業を開始するための経費 (2)(事業費的)埼玉県内においてNPO活動をこれから本格的に展開しようとするNPO法人が、新たに実施する事業の経費。①会議費②通信運搬費③旅費交通費④機材レンタル料⑤物品購入費(備品は、助成対象経費の20%、25万円限度)⑥印刷製本費⑦講師謝金⑧人件費(助成対象経費の20%、25万円限度)⑨その他事業実施に必要と認められる経費	13,135 (1)6,000 (2)6,000 事務経費1,135	(1)補助率…10/10 補助金上限…1団体30万円、採択団体数…前期38団体応募があったうち11団体 後期51団体応募があったうち12団体 (2)補助率…4/5 補助金上限…1団体100万円、採択団体数…34団体応募があったうち8団体	募集期間:5月下旬~6月中旬 書類審査:6月下旬~7月下旬 第2次審査(公開プレゼンテーション、ステップアップ事業のみ):8月初旬 交付決定:8月中旬 実施期間:交付決定後~2月末 額の確定:3月上旬~下旬 成果報告会:3月下旬(ステップアップ事業のみ)	埼玉県NPO活動促進助成運営委員会(学識経験者、NPO活動実践者等で構成)で審査、選考を行う。 審査結果は、順位のみ公表している。	Webサイト	特定財源	有 (2)ステップアップ事業のみ実施	有 事業終了後書類検査、現地調査も実施	有 事業報告会後事業の見直しを実施。	両事業の助成団体には、もれなく現地調査を実施して団体の事業成果や今後の事業展開の計画について情報を収集し、今後に生かすこととしている。さらに一昨年度助成を受けた団体に対して、追跡調査を実施し、助成事業実施後の活動の現状について報告を受けた。ステップアップ事業の実施団体には、事業報告会時に事業の自己評価シートを作成してもらい、委員会の委員がそれをもとに講評を行う形で事業評価を実施している。事業報告会においては、委員会の委員から各団体の事業について概ね好意的な評価をいただいている。	(1)認証申請時に提出した設立趣旨書、2年分の事業計画書、収支予算書を助成金申請の添付書類として追加。 (1)申請書類のうち、定款、設立趣旨書の添付を省略。(団体概要に定款に明記された目的等と事業計画書に活動履歴を記載してもらうことに対応) (1)と(2)両方の事業の応募資格のある団体は、どちらか一つを選択してもらう(18年度見直し済) (2)①NPOの事業実施の際のマネジメントサポートについて②事業展開に広がりをもたせるための広報計画について(18年度審査項目に追加)	補助額の上限の変更【種別A】を20万円から30万円。【種別B】を50万円から60万円。 【種別A】については、環境整備費を主な補助対象とし、一部事業費への補助を加えた。応募資格として活動履歴等の条件を設けた。	【種別A】については、パソコン等事務所開設費用の助成から、法人の核となる事業を始めるための事業助成に見直しをする。(18年度見直し済) 【種別B】は団体単独の活動としては一定の成果が見られるものの他の主体との連携や地域への広がりまでには至っていない。
8	千葉県	NPO活動費補助金事業 平成14年度から	【背景】主体的に地域の課題解決に取り組むNPOは新しい社会サービスを提供する担い手として注目されているが、NPOの資金調達は容易ではなく、NPOの活動を活性化するために、NPOの自立や自主性に配慮した支援が必要とされていた。 【目的】新しい社会サービスを提供する担い手として注目されるNPOの自立を促進し、継続性、自発的な活動を支援して、県内のNPO活動全体を活性化することが目的	【種別A】:スタート、自立支援 設立後2年未満の団体。 【種別B】:新たな活動展開支援 過去の活動実績2年以上の団体。	【種別A】(団体運営費的) 組織として活動を行う際に必要不可欠な機材・備品の購入や活動拠点の修繕費など、組織として責任をもち、継続して活動を実施する体制を整えるために必要な経費を対象。 【種別B】(事業費的) 地域の課題を解決するために既存の事業から新たな事業活動へチャレンジするプロジェクトを支援する。会議費、旅費交通費、印刷製本費、通信費、諸謝金などの活動や事業に直接必要な経費及び事業を実施する上で必要となる人件費、光熱費等。	8,617 【内訳】 【種別A】4,700 【種別B】3,917	【種別A】 補助率…環境整備費10/10 補助金上限…1団体30万円、採択団体数…30団体応募があったうち16団体 【種別B】 補助率…1/2、 補助金上限…1団体60万円、採択団体数…22団体応募があったうち7団体 補助率の考え方…1/2は過去の事例で認められていたため。環境整備費については、これから立ち上げるNPO対象であり、整備費用等10/10補助とした。	募集期間:4/15~5/15 書類審査:5月下旬~6月中旬 第2次審査:6月24日 交付決定:7月中旬 実施期間:交付決定後~3月 額の確定:3月上旬~下旬 成果報告会:4月	書類審査及び外部審査委員を含む選考会 審査結果の公表については、審査員のコメントのみ。 問い合わせがあった場合は、点数のみ教えている(改善の参考になるので)。 順位は教えていない。	Webサイト	一般財源	【種別B】のみ有	有 中間及び事業終了後 中間は現地調査、事業終了後書類検査	有 「成果報告会」で実施。なお、「NPO活動費補助金事業検討会議」で実施予定	制度をスタートさせた平成14年度から17年度までの間121団体に対し、補助を行ってきた。これら団体のその後の活動状況を調査したところ、全ての団体が活発な活動を継続しており一定の成果を上げることができた。	補助額の上限の変更【種別A】を20万円から30万円。【種別B】を50万円から60万円。 【種別A】については、環境整備費を主な補助対象とし、一部事業費への補助を加えた。応募資格として活動履歴等の条件を設けた。	【種別A】については、パソコンやデジタルカメラなどの情報機器の申請が増えているが、汎用性があり採択の判断が難しい。 【種別B】は団体単独の活動としては一定の成果が見られるものの他の主体との連携や地域への広がりまでには至っていない。	
9	神奈川県	「かながわボランティア活動推進基金21」のボランティア活動補助金(平成13年度開始)	背景としては、県民ニーズが拡大、多様化する中で、ボランティア活動が果たす役割が極めて重要であるとの認識に立ち、活力があり、心豊かに暮らせる地域社会を築いていくために、県とボランティア団体等が協力し合い協働して事業を進めていくことや、その活動を促進するための支援を目的として設置。ボランティア活動補助金の目的は、ボランティア団体等が地域社会が抱える課題の解決に向けて自発的に取り組む事業や、社会システムの改革を目指してチャレンジする事業などを立ち上げたり、新たな事業展開を図ろうとする事業に補助すること。	不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業(宗教、政治、選挙活動を除く。)に自主的に取り組む特定非営利活動法人、法人格を持たない団体及び個人(ボランティア団体等)	事業費補助	19,110	事業に要する経費(ボランティア団体の事務所の賃借料、光熱水等の管理費は原則として対象外)から、国又は地方公共団体の補助金等を控除した額の2分の1と200万円のいずれか低い額を上限。継続交付は最長3年で、年度ごとに神奈川県ボランティア活動推進基金審査会(以下「審査会」という。)の審査を受ける。37件の応募で12件の採択。	8月~9月に申請受付。2月にあらかじめ選考されたボランティア団体等からのプレゼンテーションを受け、審査会が選考。3月決定。	選考に当たっては、審査会を補佐するために設置された「幹事会」が事前調査・点数制評価を行い、その内容を審査会に報告する。報告を受けた審査会はプレゼンテーション対象団体等を選定し、当該ボランティア団体等から公開でのプレゼンテーションを受け、選考する。当日の審査の後、同日にプレゼンテーションを行ったボランティア団体等に選考結果と講評を実施。決定したボランティア団体等の名称及び事業名を公表。	選考されたボランティア団体等の申請書類は、かながわ県民活動サポートセンターで縦覧。また、応募したボランティア団体等の名称と事業概要を同サポートセンターのHPで公表。	基金を設置し、その運用益で事業を実施。	なし(18年度に試行的に実施し、以後制度化の予定)	7月に事業実施状況及び事業終了時(3月末日時点)に、実施状況報告書とともに、評価報告書をボランティア団体等に提出。3月に審査会・幹事会合同会議を実施し、事業内容について検証・評価を行う。また、基金21協議会(NPO・審査会幹事会・県の三者で構成)を通じて制度等を検証。	中間段階(9月末日時点)及び事業終了時(3月末日時点)に、実施状況報告書とともに、評価報告書をボランティア団体等に提出。3月に審査会・幹事会合同会議を実施し、事業内容について検証・評価を行う。また、基金21協議会(NPO・審査会幹事会・県の三者で構成)を通じて制度等を検証。	事業開始の平成13年度から17年度までの間、24団体(実数)に対して補助。地域社会の抱える課題の解決に取り組む先駆的な事業を通じて得た成果を生かし、補助事業終了後も活発な活動を継続して展開している。	15年度に基金制度検証ワーキング及び評価制度検討プロジェクトを実施。16年度に新評価方式を試行実施。現在、プレゼンテーションの実施方法、継続事業の評価審査のあり方、事業終了後の成果報告会の実施などについて見直し作業を実施中。	継続事業の評価の方法(特に中間年)、選考審査結果の通知の方法、審査会の公開性、協働事業負担金・ボランティア活動補助金・奨励賞の3事業間の応募の取扱い、申請書類等のHP上での公開など。	

番号	自治体名	補助金制度の名称及び開始年度	補助制度の背景・目的	補助の対象となる団体	補助の対象となる事業 (分類するとしたら、団体運営費的か事業費的か)	総事業費 (千円)	補助率及び補助率の考え方、補助金上限額、応募団体数のうちの採択団体数	スケジュール	審査方法及び審査結果の公表 項目(順位、点数)	情報公開 の方法	原資の調達(一般財源が特定財源(基金を配置して実施している事業))	成果報告会の有無	確認検査の有無、有の場合、時期、方法	事業の振り返りの場の有無、有の場合、方法は方法	評価	見直しの経緯	今後の課題及び見直しの予定
10	石川県	NPO活動協働支援事業補助金 平成17年度から	【背景】県民のニーズが多様化・高度化する中で、公平性・画一性を求められる行政や対価に応じたサービスを提供する企業では対応が難しい個々のニーズにあったきめ細やかなサービスを提供するNPOについて行政(NPOの主な活動の場となる市町)や企業との協働が必要とされている。 【目的】NPOが行政、企業との協働等を通じて事業費の半分以上をNPO自身での調達を促すことで協働の促進や資金の多様化、NPOの自立化を図ることを目的とする。	NPO(法人格の有無は問わない)	地域の課題を解決するために既存の事業から新たな事業活動を進めるためのプロジェクトについて支援する。会議費、旅費交通費、印刷製本費、通信費、諸謝金などの活動や事業に直接必要な経費及び事業を実施するうえで必要となる人件費、光熱水費等	3,000	補助率・・・1/2 補助金上限・・・1団体100万円 採択団体数・・・8団体応募があったうち5団体	募集期間:6/1~7/20 審査会:9月9日 交付決定:9月中 実施期間:交付決定後~3月 額の確定:実績報告書受理後	外部審査委員を含む審査会による選考 審査結果の公表については、採択団体と採択事業概要のみ。	webサイト	一般財源	無	有 中間及び事業終了後 中間及び終了後とも書類審査	無	さまざまな分野のNPOから、行政には見られない独創的な事業企画書の提案があり、多様化・高度化する地域の住民ニーズに対応するために必要な企画力・プレゼンテーション力を養うとともに事業費の半分以上を市町の補助金、企業の協賛金、利用者からの対価の徴収などNPO自身で調達させることで協働の促進、NPOの自立化につながった。	H14~H16 委託事業 ↓ H17 補助金事業	
11	石川県	高齢者・女性の事業型NPO起業支援補助金 平成17年度から	【背景】少子高齢化が進展する中で地域社会の活力を維持するためには、新たな働き手の確保が課題であり、地域活動への高齢者や女性の参画が求められている。 【目的】高齢者や女性を中心とした地域住民が主体となった事業活動に意欲的な団体・グループの立ち上げを支援することで地域が抱える様々な課題解決に役立つビジネスを実現するとともに雇用の創出につなげる。	県内で高齢者(60歳以上)・女性を中心となつてコミュニティビジネスを始めようとする団体 ※高齢者・女性を中心とした地域住民が主体となった事業活動に意欲的な団体・グループの立ち上げを支援することで地域が抱える様々な課題解決に役立つビジネスを実現するとともに雇用の創出につなげる。	コミュニティビジネスの実施に必要な2万円以上で耐用年数が2年以上の備品購入費	1,000	補助率・・・1/2 補助金上限・・・1団体50万円 採択団体数・・・3団体応募があったうち2団体	募集期間:7/25~8/31 審査会:11月11日 交付決定:11月中 実施期間:交付決定後~3月 額の確定:4月実績報告書受理後	外部審査委員を含む審査会による選考 審査結果の公表については、採択団体と採択事業概要のみ。	webサイト	一般財源	無	有 事業終了後 終了後書類審査	無	コミュニティビジネスを行うNPOの成功事例が県内では、ほとんどないため、立ち上げも成功しないときも多いため申請件数の低さに現れている。 団塊の世代の大量退職を控える中で、退職後の受け皿として期待される事業型NPOの普及啓発、立ち上げ支援を今後とも行っていく必要がある。	平成17年度新規事業	
12	石川県	NPO派遣研修事業費補助金 平成14年度から	【背景】より時代のニーズにあった公益的な活動ができるよう県内NPOの人材の育成が求められている。 【目的】県内のNPO関係者から全国のNPO関係者による交流や意見交換を目的に全国規模のNPOが開催する行事等への参加を募集し、派遣することでNPO活動を担う人材の養成を図るとともに、県内NPOの視野を拡大し、活動の活性化を図る。	県内のNPOの会員(同年度内は1人1団体を限度とする)	全国のNPO関係者による交流や意見交換を目的に全国規模のNPOが開催する行事へ参加する際の交通費等を助成	250	補助率・・・1/2 対象経費・・・会場までの交通費(交通費実費及び宿泊料(5,000円程度))並びに参加者負担金(5,000円程度) 採択団体数・・・11団体	募集期間:4/26~8/16 申請書提出:行事開催の2週間前まで 交付決定:書面審査により決定 額の確定:実績報告書受理後	書面審査による決定 審査結果の公表は無し	無	一般財源	無	有 事業終了後 終了後書類審査	無	全国的にNPO活動が伸長していく中で全国規模の様々なテーマでのNPO関連の交流会、意見交換会に参加することで県内NPO活動の担い手の活性化に役立った。	H14~H16 実費助成 ↓ H17 実費の1/2助成	この事業の実施により県内NPOの一定の裾野拡大が図られたため終了する。今後は、この事業により得られた知識を活用し、NPOが自主的に実際の活動ができるように他事業による支援策等を行っていく。
13	山梨県	山梨県地域活性化促進事業費補助金 平成2年に山梨県地域づくり推進事業助成金としてスタート(平成12年度に制度を見直し)	【背景】平成元年度に、地域の実情に即した施策を実施するため、地域振興基金(山梨県では「山梨ふるさとづくり基金」とした)に、交付税措置が行われた。この運用益で平成2年度から、地域の住民が主体となり取り組む事業を支援することになった。 【目的】民間団体が地域の課題を自主的に解決していく事業を支援することにより、地域の活性化を図ることを目的とする。	県内に本拠があり、県内で活動する非営利の民間団体(法人格の有無を問わない。)	(事業費的) 福祉・保健、教育文化、国際交流、環境、安全・安心なまちづくり等の分野における地域の課題を自主的に解決していく事業。 行政機関、財団法人などの機関から助成を受ける活動や、人件費等の経常的な運営費は、補助の対象にならない。 補助区分は以下のとおり。 【新規事業支援】新規事業に対する支援 【事業充実支援】継続事業に対する支援 【ネットワーク化支援】民間団体の連携、交流を図る事業に対する支援	10,114千円	事業費の1/2以内で、限度額は30万円、下限は10万円。 ①新規事業支援 応募団体数 16団体 採択団体数 13団体 ②事業充実支援 応募団体数 29団体 採択団体数 29団体 ③ネットワーク化支援 応募無し	3月下旬~4月下旬 募集期間 4月下旬 書類審査 4月下旬 交付決定	書類審査 審査結果については公表していない。	(募集)・WEBサイト・ポランティアボード(県内330箇所設置した掲示板)	特定財源(山梨県ふるさとづくり基金の運用益)	無	有 事業終了後の書類審査	無 平成18年度からは事業報告会を開催する予定。	平成17年度までは、個別事業に対するの評価は行っていない。 平成18年度からは個別の事業の検証を実施したい。 ・補助区分をモデル的に事業効果が広域に渡る事業(チャレンジ事業支援)と、県とNPO等との協働事業(協働促進事業支援)に見直した。 ・対象事業費を引き上げた。(補助限度額30万円→100万円、最低事業費10万円→30万円) ※安全・安心なまちづくり事業はそのまま継続 ・書類審査に加え、民間の委員を加えた選考委員会において審査を行う。	H14~H16 実費助成 ↓ H17 実費の1/2助成	(課題)備品については汎用性の高いものもあり、採択の判断が難しい。 また、限定された地域での活動ではなく、事業効果の広域に及ぶ事業の申請が望まれる。
14	長野県	NPO活動助成事業 平成14年度から	【背景】多様なニーズに対して適切なサービスを提供するNPOの活動の活性化を図るため、NPOが実施する他に補助金等の制度がない事業への助成制度を創設 【目的】NPOが行う「先駆的・独創的な事業」、「NPOと県との協働を推進する事業」に対し助成することにより、市民が主体となつて自律的に活動できる環境整備のための支援を行う。	長野県内に事務所を有するNPO法人又はこれに準ずる団体(法人格を有しない民間非営利組織、市民活動団体、ボランティア団体)	対象事業: ①先駆的・独創的な事業 ②NPOと県の協働を推進する事業(協働事業) 対象経費:事業費(謝金・賃金、旅費交通費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料)	8,250 (H17補助総額)	【補助率】 対象経費の1/2以内(千円未満の端数切り捨て) 【考え方】 必要資金の半分以上は自ら確保することにより、自立的に事業を継続することを促進する。 【補助金額】 ①20万~50万円 ②20万~75万円 【団体数】 応募40団体、採択18団体	年3回(4月、7月、10月)に分けて募集・審査、交付決定を行い、4月5日までに実績報告書の提出を受け、額の確定を行う。	【審査方法】 選考委員会による「書類審査」及び「公開プレゼンテーション」 【公表項目】 評価点数、団体名、事業名	県ホームページ掲載、プレスリリース	一般財源	無	有 事業終了時に関係書類・証拠書類の検査、面談等により確認	有 フォローアップ調査を実施(事業成果、地域の反響、継続・発展の見込み等についての訪問聞き取り調査)	平成14年度から17年度までに、75団体に助成結果から、制度内容(募集回数、審査方法等)は概ね好評であり、事業の継続・発展や地域との連携が生まれたといった成果を上げている。	・②協働事業の上限を50万円から75万円に変更 ・実績報告書の提出期限を3月20日までに4月5日までに変更 ・変更承認申請が不要な軽微変更の範囲を「10%以内の額の増減」から「20%以内の額の増減」に変更	未定

番号	自治体名	補助金制度の名称及び開始年度	補助制度の背景・目的	補助の対象となる団体	補助の対象となる事業 (分類するとしたら、団体運営費的か事業費的か)	総事業費 (千円)	補助率及び補助率の考え方、補助金上限額、応募団体数の中の採択団体数	スケジュール	審査方法及び審査結果の公表 項目(順位、点数)	情報公開 の方法	原資の調達(一般財源が特定財源(基金を配置して実施している事業))	成果報告会の有無	確認検査の有無、有の場合、時期、方法	事業の振り返りの場の有無、有の場合、方法は	評価	見直しの経緯	今後の課題及び見直しの予定
15	滋賀県	第3回(2005年)おのみNPO活動基金 平成15年から	【背景】市民活動やNPOに対する社会の関心が高まっている。市民自らがNPO活動に取り組むことにより、21世紀のいきいきとした地域社会を形づくことに大きな期待が寄せられている。 【目的】資金面等での基盤強化を図り、NPOが経営力を高められるよう、助成事業を実施。	次のすべてに該当する特定非営利活動法人または特定非営利活動法人に準じる団体 1. 滋賀県内に活動拠点または事務所を有すること 2. 原則として継続的な活動が期待できるものであること ※特定非営利活動法人に準ずる団体とは、特定非営利活動促進法別表に掲げる活動を行う団体(任意団体を含む)で、定款、規約等を持ち、組織として意思決定ができるものをいう。	(事業費的) 次のすべてに該当するもの利益の増進に寄与することを目的とする事業 1. 不特定多数のものとの利益の増進に寄与すること 2. 非営利の事業 3. NPOが自主的に取り組む事業 4. 次のいずれにも該当しない事業 (1) 宗教活動および政治活動 (2) 特定の公職者(候補者を含む)または政党を推薦、支持、反対することを目的とする事業	10,240	●一つのNPOに対する助成額は、年間50万円から300万円まで ●助成期間は、2005年1月から12月までの1年間。ただし、継続助成を受けたい場合は、3年間、総額600万円を限度に継続申請できる ●助成事業に対する間接経費も助成対象とするが、間接経費は助成額総額の4割以内 ●助成率は、助成対象経費の4分の3以内	募集期間：H16.9/1～10/15 書類審査：H16.11/16 第2次審査：H16.12/12 採否のお知らせ：N16.12月中旬 事業実施期間：H17.1月～H17.12月 中間報告会：H17.9月 成果発表会：H18.2月	外部審査委員による一次審査(書類)および二次審査(公開プレゼンテーション) 第一次、第二次審査会とも非公開	Webサイト、情報交流誌	滋賀県、県内外の企業や団体、一般市民からの寄付をもとに助成 滋賀県一財団(一般財源) H14年度 5千万円 H16年度 基金新規増設のため3千万円	有 成果発表会後完了届けの提出 H18.2月	有 成果発表会後完了届けの提出 H18.2月	事業完了だけが目標ではなく、団体の組織を自覚してもらうために事業サポートとしてサポート委員を派遣し、組織基盤のふりかえりを行う。	事務局の進捗状況チェックを年3回行ったが、どの団体も事業の進行管理は予定通り出来ている。当助成は組織基盤の確立を目指した基金として運営をしたが、組織の自立までいったところは少なく、支援のあり方を考えるきっかけになった。	新しく増設した助成枠は、平成17年度から他の主体との協働により社会的課題を解決する取り組みとして協働事業助成枠と、滋賀県内の地域において市民活動を支える機能を充実させる取り組みとしてNPO活動支援事業助成枠である。	サポートを組織したが、実績により個別事業でアドバイスを行うことが出来る人にサポートを依頼する方法に移行する。
16	兵庫県	ボランティア・市民活動元気アップアワード	アワードという新たな仕組みにより、県民の寄付の文化の醸成を図るとともに、一般投票と公開審査を行うことで、県民とボランティア活動団体をつなぎ、ボランティアセクターの形成を目指す。	県内で継続的に活動を行っているボランティア活動団体	奨励金	2,150	50～1,000千円 15団体	4月～ ひょうごボランティア・スクエア21実行委員会における 8月～ 参加団体、資金提供者募集 1月 受賞(奨励金交付団体選定)	審査委員による書類審査及び一般人による投票	Webサイト、開催告知パンフレット等	ひょうごボランティア基金運用益、企業等の協賛金等	無	有 事業実施後の書類検査	有 ひょうごボランティア・スクエア21実行委員会			
17	ひょうご	県民ボランティア活動助成(平成17年度)	県民の地域活動への主体的な参加を促し、ボランティア活動の裾野の拡大や、活動の安定的かつ継続的な発展を図るため、県民自ら行うボランティア活動に係る活動経費を支援する。	・県内のボランティアグループ・団体(構成員：5人以上) ・NPO法の定める17分野の活動 ・活動日数12日以上 ※ その他要件あり	事業費的	76,230	補助率1/2 上限額3万円 採択団体数2,541件 考え方：助成対象団体数と予算枠による	<エントリー> 1次募集：7/1～9/9 2次募集：12/22～1/13 <交付申請> 1次募集：10月～3月末 2次募集：2月～3月末 <交付決定>交付申請後随時	書類による要件審査		ひょうごボランティア基金の運用益	無	無	有 ひょうごボランティア・スクエア21運営協議会、同幹事会、行政・NPO協議会議等	県民のボランティア活動の裾野を広げること、及び市町社協と地域のボランティア団体との繋がりを作る事に役立っている		
18	ひょうご	学生ボランティア活動助成(平成17年度)	学生を対象とした入門教室、体験・交流事業、ボランティアセンターの設立準備に係る経費を支援し、学生ボランティア活動の理解と参加の促進を図る。 上限 10万円	学生を主たる構成員とするボランティア活動団体	事業費的	479	補助率10/10 上限額10万円 応募団体数11件 採択団体数6件 考え方：助成対象団体数と予算枠による	募集期間：12/9～1/31 書類審査：2月上旬 交付決定：2月上旬 額の確定：4月上旬～下旬	書類審査 不採択となった団体には、主な不採択理由を記して通知する	Webサイト	ひょうごボランティア基金の運用益	有	有 事業実施後の書類検査	有 ひょうごボランティア・スクエア21運営協議会、同幹事会、行政・NPO協議会議等			
19	ひょうご	立ち上げ支援助成(平成17年度)	NPO法人等の立ち上げ期の必要資金や事務所家賃等を助成する。 ① 3つ以上の他の団体に対して、インキュベーションとして提供するために、事務所の一部を改装もしくはは整備する場合 ② 公共の空きスペースを活用して、複数の団体が共同で事務所を新設する場合 ③ NPO法人立ち上げ時(16年度認証)に初めて事務所を買借する場合	① 主たる事務所が県内にあるNPO法人又はNPO法人に準ずる団体 ② 主たる事務所が県内にあるNPO法人又はNPO法人に準ずる団体 ③ 主たる事務所が県内にある16年度中に、認証を受けたNPO法人、又は、活動を開始したNPO法人に準ずる団体 ※ その他要件あり	団体運営費的	1,079	補助率：1/2助成 上限額：30万円 ※ 最大24ヶ月助成可(13ヶ月目以降 助成率 1/4) 応募10件 採択5件	1次募集：7/1～31 書類審査・現地調査：8月中 選考委員会：8/31 交付決定：9月中 2次募集：10/3～11/30 書類審査・現地調査：12月～1月中 選考委員会：2/14 実施期間：交付決定後～3月 額の確定：4月上旬～下旬	書類審査及び外部審査委員による選考会 不採択となった団体には、主な不採択理由を記して通知する	Webサイト	ひょうごボランティア基金の運用益	無	有 現地検査 交付決定前 ②③については事業実施後も 事業実施後の書類検査	有 ひょうごボランティア・スクエア21運営協議会、同幹事会、行政・NPO協議会議等			
20	ひょうご	チャレンジ事業助成(平成17年度)	中間支援機能を有する団体の支援を受けて、地域課題の解決やまちづくりに向けて、取り組むNPO法人等を応援する。 ① 斬新性が高く、その成果が広く県民に及ぶことが期待される事業を新たに展開しようとする場合 ② 既存事業の拡大・発展を図り、社会貢献度の高い場合 ※ 2カ年にわたる事業実施可能	・主たる事務所が県内にあるNPO法人又はNPO法人に準ずる団体 ・事業内容が、継続性、社会的ニーズ及び事業効果が高いこと ・中間支援組織の支援(企画時もしくは実施時)を受けていること	事業費的	3,640	補助率：10/10 上限額：①100万円 ②50万円 応募36件、採択5件	募集期間：7/1～7/31 書類審査：8月中 選考委員会：9/16 交付決定：10月中 実施期間：4月～3月 額の確定：4月上旬～下旬	書類審査及び外部審査委員による選考会 不採択となった団体には、主な不採択理由を記して通知する	Webサイト	ひょうごボランティア基金の運用益	無	有 現地検査 随時 事業実施後の書類検査	有 ひょうごボランティア・スクエア21運営協議会、同幹事会、行政・NPO協議会議等	17分野全ての活動について応募できるため、非常に好評を得ている。	応募数に対して助成枠が少ない	
21	ひょうご	NPOパワーアップ助成(平成15年度)	NPOの活動基盤を強化する。 ①ITによる情報公開、②定期機関紙の発行、③普及啓発事業の実施、④役員等の研修会等への参加、⑤マシナリ能力向上のための体制整備の5項目達成を奨励する。	・主たる事務所が県内にあるNPO法人又はNPO法人に準ずる団体 ・初回申請の場合は3項目以上の基準を満たしていること	団体運営費的	3,700	1項目につき5万円 助成件数：24団体74件	募集期間：9/1～12/22 書類審査：9月～1月中 交付決定：随時	書類による要件審査		ひょうごボランティア基金の運用益	無	無	有 ひょうごボランティア・スクエア21運営協議会、同幹事会、行政・NPO協議会議等		NPO法人が年に200程度設立されており、予算上、このままでは他の助成事業を圧迫する。項目・単価の検討が求められている	
22	ひょうご	インターン助成(平成17年度)	海外及び国内の先進事例、現状の調査研究を支援する。	県内に主たる事務所を置くNPO法人またはNPO法人に準ずる団体の新任の事務局長もしくは将来管理運営の職に就く意欲のある者	団体運営費的	0	海外30万円限度 国内15万円限度 応募2件 採択無し	1次募集：7/1～31 書類審査：8月中 2次募集：10/3～11/30 書類審査：12月中	書類審査及び外部審査委員による選考会 不採択となった団体には、主な不採択理由を記して通知する	Webサイト	ひょうごボランティア基金の運用益	有	有 実施後の書類審査	有 ひょうごボランティア・スクエア21運営協議会、同幹事会、行政・NPO協議会議等	グループでの申請、従たる目的としての資格取得を認めることとした		
23	ひょうご	中間支援活動助成(平成17年度)	ネットワーク構築、調査研究、講座等の開催、相談事業等を行うこととする中間支援活動のレベルアップを図る。	・ネットワーク構築、調査研究、講座等の開設、情報提供・相談等の中間活動・事業を行い、一定以上の基準を満たすNPO法人等・法人税法に規定された収益事業を行っている場合は、管轄の税務署に法人税の申告を行っていること。※その他要件あり	事業費的	5,000	補助率：10/10 上減額：100万円 応募14件 採択5件	募集期間：7/1～7/31 書類審査：8月中 選考委員会：8/31 交付決定：9月中 実施期間：4月～3月 額の確定：4月上旬～下旬	書類審査及び外部審査委員による選考会 不採択となった団体には、主な不採択理由を記して通知する	Webサイト	ひょうごボランティア基金の運用益	無	有 現地検査 随時 事業実施後の書類検査	有 ひょうごボランティア・スクエア21運営協議会、同幹事会、行政・NPO協議会議等			
24	和歌山県	NPO活動支援地域センター事業費補助金 平成17年度開始	県内には県NPOサポートセンター以外に中間支援組織がなくことから、中間支援組織を立ち上げる民間の動きを支援するために制定した。将来的には、県NPOサポートセンターを中心とした中間支援組織のネットワーク化を図る。	和歌山県内において地域のNPO活動を支援するための施設を設置し、又は運営管理する団体(中間支援組織)	①NPO活動支援地域センター設備整備事業 ②NPO活動支援地域センター管理運営事業(家賃補助)	3,036	補助率10/10 助金上限額 ①1,836千円 ②1,200千円 応募団体1、採択団体1	募集期間：7/8～8/1 プレゼンテーション及び審査：8月9日 交付決定：8月30日 実施期間：交付決定後～3月 額の確定：4月上旬	県庁内部委員による審査 選定団体数のみ	ホームページ	一般財源	無	有 事業終了後	無	設備面での支援はできたが、中間支援組織としての役割を担えるまでにはなっていない。	18年度は②NPO活動支援地域センター管理運営事業を継続するが、19年度以降は、財政的支援以外の方法も含めて検討する。	
25	鳥取県	鳥取県非営利公益活動広報補助金 平成16年度	県民の非営利公益活動への理解や参加を促進するため	非営利で公益を目的とした団体(法人格の有無を問わない)	○ 事業費的 県民の非営利公益活動への理解や参加を促進するため、NPO・ボランティア団体が自らの活動をチラシ・ホームページ等で広報する経費に対して助成	3,000	補助事業を実施するために必要と県が認める経費から補助事業に係る収入を差し引いた額とし、10万円を限度。申し込み順で予算の範囲内で補助。 ○ 30団体採択	年度内、随時	特になし	ホームページで公開	一般財源	無	有 実績報告書に基づき検査、書類検査	無	無	無	無

番号	自治体名	補助金制度の名称及び開始年度	補助制度の背景・目的	補助の対象となる団体	補助の対象となる事業 (分類するとしたら、団体運営費的か事業費的か)	総事業費 (千円)	補助率及び補助率の考え方、補助金上限額、応募団体数の中の採択団体数	スケジュール	審査方法及び審査結果の公表項目(順位、点数)	情報公開の方法	原資の調達(一般財源が特定財源(基金を配置して実施している事業))	成果報告の有無	確認検査の有無、有の場合、時期、方法	事業の振り返りの場の有無、有の場合、方法	評価	見直しの経緯	今後の課題及び見直しの予定
26	島根県	県民との協働による島根づくり事業 (平成17年度)	NPO法人・住民グループ・企業と行政との協働を一層促進するため、さまざまな分野について、地域貢献につながる実践事業案を募集し事業化する	島根県内のNPO法人 住民グループ 企業	・公共性、公益性が高く、地域社会への貢献が期待されるもの ・先進性に富み、地域振興に資するモデル性を有するもの ・提案者自らが実施するもの・・・等 自由提案部門・・・補助 テーマ設定部門・・・委託	40,000 (補助) 31,500	・補助率 十分の十 ・補助金上限額 2,000千円 ・応募団体数 57 (補助 48) ・採択団体数 40 (補助 34)	・第1回 募集 4/28~5/31 第一次審査 7/7 第二次審査 7/15 決定 7/20 ・第2回 募集 7/11~7/29 第一次審査 9/8 第二次審査 9/15 決定 9/21	・第一次審査 県民いきいき活動庁内推進会議 ・第二次審査 審査委員会 ・採択結果公表	ホームページ	一般財源	18年度実施予定	・有 ・時期 事業終了時 ・方法 書類検査	18年度、意見交換会、検証会実施予定	18年度、意見交換会、検証会実施予定	—	・募集時期の見直し(18年度から前年度募集) ・審査方法の見直し(18年度から審査委員会を第一次審査に変更)
27	高知県	公益信託こうちNPO地域社会づくりファンド 平成11年度から(H18よりハード整備助成コースを追加) ※当事業は県が資金を出えんしているが、事業の運営、審査等は全て信託先銀行が実施している。	〔背景〕平成10年度に策定した「社会貢献活動推進支援条例」及び「社会貢献活動支援推進計画」に基づき、NPOの育成と活動の充実、拡大のための支援策を検討。NPOの財政面の課題解決のために、県が一定の財産を市中銀行に信託するとともに、民間の資金も活用する公益信託を創設。 〔目的〕NPOが活動を継続的かつ円滑に推進していくために、NPOの自主性、自立性を尊重し、NPO団体や県民、企業の社会貢献活動を促進するため公益信託を創設。NPOによる地域社会づくり活動への助成を行い、民間と行政のパートナーシップによる新しい社会づくりを推進する。	社会貢献活動を継続的に行う法人その他の団体	(事業費的) ・活動助成 ①地域社会の発展に役立つに掲げる社会貢献活動を対象とする。ただし、宗教的・政治的宣伝意図を有するもの及び営利を目的としたものは除く。(特定非営利活動促進法別表1~16に掲げる活動) ②①の公共的サービスを直接的に向上させる活動	5,000 (年間5,000千円を上限に助成)	・助成額：事業経費の1/2以内 ・助成限度額：1団体500千円(団体の立ち上げ助成は1団体250千円) ・採択団体数：24団体応募のうち14団体	募集期間：H17/1/4~2/15 公開プレゼンテーション：H17/3/6 採択：H17/3/7 助成金給付：H17/4/6 実施期間：H17/4/1~H18/3/31 中間活動報告会：H18/9/25 最終活動報告会：H18/4/23	民間の運営委員による審査。審査結果については、採択団体には助成金額、資金使途を通知。不採択団体には不採択の通知。	Webサイト 新聞への掲載	一般財源	有	有 書類審査(書類審査は事業終了後)	有 最終活動報告会において、運営委員との意見交換	H16に評価を実施。H11~15の助成先78件ヘアアンケート調査。①助成先の自己評価 ②数値面(財政規模、会員数等)での効果 ③①②の結果により運営委員、信託先銀行、当該助成先はほぼ全ての団体が継続して活動を行い、NPO法人化した団体や全国的にも著名な活動を行っている団体も出てきていることから、ファンドがNPOの基盤整備の充実や活動の継続に果たしている役割は大きい。また、ファンドで実施した事業は、より公益性の高い事業が採択されるよう実施されていることから、より良い地域社会の形成に効果があつたと判断。	・助成先へのアンケート結果では、助成率(1/2)を上げてほしいという要望が多かったが、助成後も継続して事業を行っていくためには、団体自身で資金を確保していくことも必要であることから、引き上げは行わなかった。 ・報告会については、会場や方法等について信託先銀行と話し合いながら、より効果が上がるよう見直している。	①信託先銀行と連携を取りながら、報告会(中間、最終)の方法やあり方を検討しNPOの活動を社会(特に行政)に知らせていくこと。②NPOファンドをPRし社会的な認知度を上げ、民間からの寄附につなげていくこと。③受益者(住民)からの評価を実施すること。④継続的に事業評価を行っていくこと。
28	佐賀県	炎博記念地域活性化事業費補助 平成16年度	〔背景〕これからの県政は、CSOの活性化と自立が図られ、新しい公共サービスの担い手になることが求められている。 〔目的〕地域活動団体のより優れた企画提案に対し助成することで、CSOによる自主的、主体的な住民参加の地域活動を推進する。	CSO(市民社会組織) ※NPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会やPTAといった組織・団体も含めて「CSO」と呼称	自主的、主体的に新たに又は発展的に取り組む実践活動で、広く県民が参加できる公益的な事業(施設・設備整備は対象外)	35,833千円 (補助実績) ※平成18年度予算 67,000千円	10/10 補助率の考え方…新規事業へ取り組みCSOが対象であることから10/10補助とした。 ①はじめの一歩部門 これから新たに自主的な地域活動に取り組むため、事業活動を開始するための事前調査や活動を具体化させるためのワークショップなどの準備段階の活動を支援 ・補助金上限額100千円 ・応募26団体⇒採択26団体(高齢者活動枠として10団体優先) ②地域づくり活動部門 自主的に新たに又は発展的に取り組むさまざまな地域活動を支援 ・補助金上限額500千円 ・新規 応募69団体⇒採択52団体 ・継続 25団体 ※地域づくり活動部門は3年間継続補助	①新規の企画提案の募集(4月中旬~) ②新規団体からの応募(~4月末日) ③新規採択のための審査会(書類審査、公開プレゼンテーション)(5月中旬) ④採択事業決定 ・継続採択4月 ・新規採択6月 ⑤事業実施 ・継続採択4月~ ・新規採択6月~ ⑥成果発表会(9月、3月) ⑦実績報告書提出(3月)	県庁外の第三者を含む審査会実施 ・事前書類審査 ・団体からプレゼンテーション なお、プレゼンテーションは公開の場で実施 結果公表項目として、順位・点数を公開	Webサイト	特定財源(世界・炎の博覧会記念基金)	有	有 適宜現地調査	有 事務委託CSOとコーディネーターを交えて実施(予定)	平成16年度と17年度に120団体に対し、支援を行ってきた。 支援を受けることで地域活動が活性化しており、他地域へ活動の輪が広がっている。	平成17年度に補助事業利用の利便性を図るため、科目間融通の項目を削除。 ※事業内容の大幅な変更を伴わない場合、に限り ※事業費の3割以上の増減の場合は事前承認が必要	3年間の継続支援終了後のCSOへの支援
29	佐賀県	CSO活動拠点整備事業費補助 平成16年度	〔背景〕これからの県政は、CSOの活性化と自立が図られ、新しい公共サービスの担い手になることが求められている。 〔目的〕地域の活動の拠点となる「CSO活動拠点(CSO活動支援オフィス)」の設置に支援することで、CSOが集い、地域の課題について話し合い解決に取り組める場所、情報交換や発信、CSOのネットワーク化を促す。	CSO(市民社会組織) ※CSO活動支援オフィスは、公共サービスの提供の一翼を担うことから、公益活動を目的に県内に事務所を置き、市町との連携(情報交換など)を円滑に行える団体	○施設改修費等・CSO活動支援オフィスとしての機能(事務所・会議・交流・作業・情報収集・提供などのスペース)を有するために必要な建物改修費と、事務初、イス、会議用テーブル、キャビネット、ホワイトボード、レターケース、コピー機、電話機、パソコンなどの備品購入費 ○維持管理費：賃料、光熱水費、スタッフ人件費、広報費、通信運搬費、消耗品費など ※2年目、3年目は維持管理費のみ補助対象	12,000千円 (補助実績) ※平成18年度予算 19,200千円	10/10 補助率の考え方…新規にCSO拠点設置を行うCSOが対象であることから10/10補助とした。 ○1年目 ・補助金上限額4,800千円 応募4団体⇒採択2団体 ○2年目 ・補助金上限額1,200千円 1年目 ・継続 2団体 ※3年間継続補助	①新規の企画提案の募集(6月下旬~) ②新規団体からの応募(~7月末日) ③新規採択のための審査会(書類審査、公開プレゼンテーション)(8月中旬) ④採択事業決定 ・継続採択4月 ・新規採択10月 ⑤事業実施 ・継続採択4月~ ・新規採択10月~ ⑥成果発表会 ⑦実績報告書提出(3月)	県庁外の第三者を含む審査会実施 ・事前書類審査 ・団体からプレゼンテーション なお、プレゼンテーションは公開の場で実施 結果公表項目として、順位・点数を公開	Webサイト	一般財源	無	有 適宜現地調査	無	○CSOの活性化、自立活動が図られた。 ・地域に設立されたCSOが入居を開始し、活動拠点を活用した新たな取組へと発展 ○CSOのネットワーク化が図られた。 ・CSO活動拠点に行けば、地域の行事、イベント情報の入手が可能 ・CSO自らの情報発信が可能(各支援オフィスのHP活用が可能) ○CSO活動拠点が市町の空き公共施設等に設置されたことで、施設の有効利用が図られた。	3年間の継続支援終了後のCSOへの支援	
30	鹿児島県	共生・協働の地域社会づくり助成事業 平成17年度から	〔背景〕行政需要が多様化し、急速な少子高齢化が進展するなかで、県、市町村及び県民がともに協力し、支え合う地域社会づくりが必要となった。 〔目的〕県・市町村及び県民がともに支え合う共生・協働による活力ある地域社会づくりを推進する。	地域の自治会、ボランティア団体、NPO法人、その他の営利を目的としない団体(法人格の有無は問わない)	共生・協働による活力ある地域社会づくりを推進する上でモデルとなるような先駆的・創造的な事業で、団体が①新たに実施するもの、又は②既存事業を発展的に向上・拡充するもの。但し、次の要件に該当すること ①公益的な事業であること ②物品販売等の営利を目的とした事業でないこと ③他の補助・助成・委託を受けている事業でないこと。	10,000	補助率…助成対象経費の1/2以内 補助金上限…100万円 (千円未満は切り捨て) 採択団体…63団体から65件の応募があり、16団体・16件に対して助成	募集期間：6/6~7/20 募集説明会：6/13~6/17 書類審査：6月下旬~8月下旬 事業委員会：9/1 助成事業決定：9/5 交付決定：9月中旬 事業期間：交付決定後~2月末 額の確定：3月上旬~下旬 成果報告会：H18/7/27	担当部局による書類審査及び学識経験者等を含む「共生・協働の地域社会づくり事業委員会」による評価・審議を踏まえ、選考・決定	Webサイト	特定財源	有 共生・協働推進大会の場において、代表4団体が発表する。 ・事業概要パネル等の展示、及び成果報告書による報告	有 事業終了後、書類検査	無	初年度である平成17年度にモデル的な活動として助成した事業が、今年度も地域のNPO等により継続して実施されるなど、共生・協働の地域社会づくりに一定の成果があつた。	平成18年度は、事業実施期間を長くするため、決定までのスケジュールを2ヶ月ほど早めた。	無